



池田町土地改良区



昔から多くの人々に親しまれてきた、日本の伝統的飲料「甘酒」。

甘酒は、主に糀甘酒と酒粕甘酒の2種類があり、どちらも栄養価の高い飲み物です。

とくに糀甘酒はブドウ糖が豊富なことから「飲む点滴」とも呼ばれるほど、健康や美容に関する効果が期待できます。ただし、甘酒は特に低カロリーではないため、飲みすぎには注意が必要ですし、酒粕甘酒のアルコール分にも、注意が必要です。

ここでは、糀甘酒について取り上げてみました。

糀甘酒は、蒸した米や炊いた米に糀を加え、米のでんぷんを発酵させたものです。

発酵により多量のブドウ糖が作られ、濃厚な強い甘味が生まれます。また、糀甘酒にはアルコールが含まれていないため、妊娠中の方や子どもでも安心して飲むことができます。

甘酒は冬のイメージを持つ人も多いと思いますが、実は「夏の季語」であり、江戸時代には庶民の栄養ドリンクとして甘酒屋が売り歩いている光景が夏の風物詩でした。

そういえば最近「冷やし甘酒」って聞きますよね。

糀甘酒は「熱中症予防にもおすすめ」とされています。

熱中症などの疲労状態にある身体には「塩分（ナトリウム）」と「ビタミンB群」が欠かせません。糀からつくられた糀甘酒は「ビタミンB群」も含まれているため、適度な塩分を含んだものを選べば身体に優しく、夏場の水分補給におすすめです。更に、頭痛や目まいなど熱中症や水中毒の初期症状の回復にも期待できるとされています。

令和8年度 臨時総代会を開催

令和8年8月19日（水）、午後1時30分より池田町役場大会議室において、臨時総代会を開催いたしました。

総代定数40名中、当日出席者28名、書面出席者9名により、令和7年度補正予算及び決算、並びに令和8年度の補正予算を、審議、採決していただきました。

議案一覧

1 報告

報告第1号 令和7年度 池田町土地改良区一般経過報告について

2 議事

承認第1号 令和7年度 池田町土地改良区一般会計補正予算(第3号) について
(以下「池田町土地改良区」を省略)

承認第2号 令和7年度 土地改良事業特別会計補正予算(第3号)について

承認第3号 令和7年度 特別会計地区除外決済金補正予算(第3号)について

承認第4号 令和7年度 県営経営体育成基盤整備事業特別会計補正予算(第2号) について

承認第5号 令和7年度 一般会計収入支出決算について

承認第6号 令和7年度 土地改良事業特別会計収入支出決算について

承認第7号 令和7年度 特別会計地区除外決済金収入支出決算について

承認第8号 令和7年度 県営経営体育成基盤整備事業特別会計収入支出決算について

承認第9号 令和7年度 土地改良区の財産目録について(監査報告)

議案第1号 令和8年度 一般会計補正予算(第1号) について

議案第2号 令和8年度 土地改良事業特別会計補正予算(第1号)について

議案第3号 令和8年度 特別会計地区除外決済金補正予算(第1号)について

主要な議題のてんまつ

1 承認第1号から承認第4号は、事業の精算に伴い、規約、規程、細則の規定により専決した、補正予算を提出し、原案どおり承認されました。

2 承認第5号から承認第9号は、各予算の決算並びに財産目録について、監事の監査報告を付して、全件承認されました。

尚、内訳は、2頁、3頁をご覧ください。

3 議案第1号から第3号は、規約の規定により、前年度余剰金を令和8年度の各会計へ編入するもので、提出した議案は、すべて可決されました。各会計の繰越額は、2頁、3頁に記載しました。



議長 丸山隆司 総代

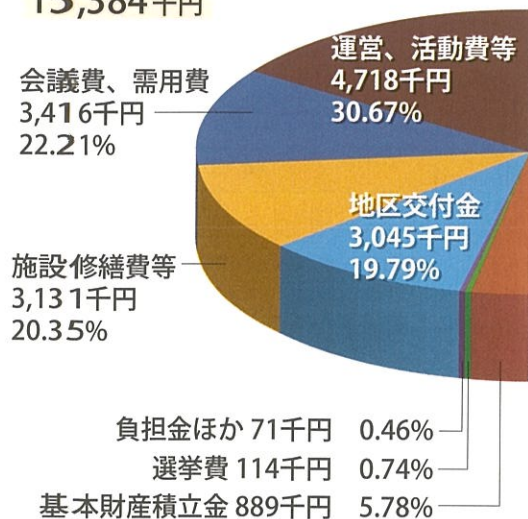
令和 7 年度 会計別の決算内訳

1 一般会計

(注：以下金額表示については、千円未満切捨てとしてあります。)

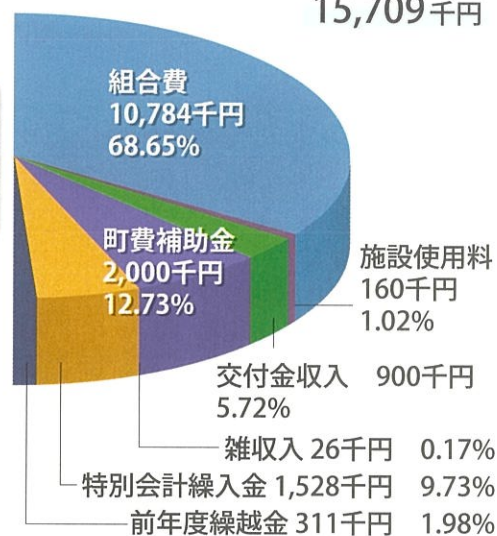
支 出

15,384千円

次年度への
繰越金
325千円

収 入

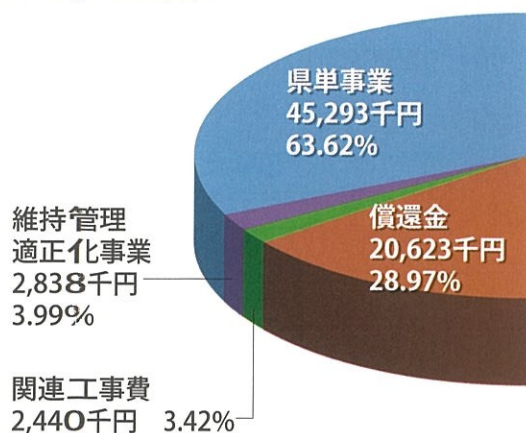
15,709千円



2 土地改良事業特別会計

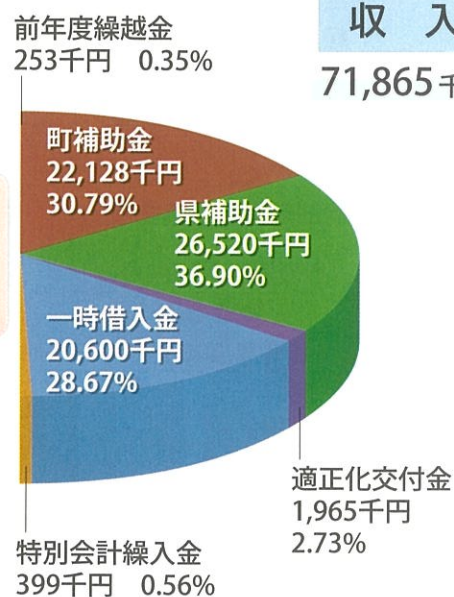
支 出

71,194千円

次年度への
繰越金
671千円

収 入

71,865千円



3 特別会計地区除外決済金

次年度への繰越金6,961千円

収 入

科 目	決算額 (千円)
O1 決済金・雑入	54
O2 前年度繰越金	7,750
合 計	7,804

支 出

科 目	決算額 (千円)
01 他会計繰出し金	843
02 予備費	0
合 計	843

4 県営経営体育成基盤整備事業（会染西部地区）特別会計

収 入

科 目	決算額（千円）	備 考
借入金	4,056	事業負担金
町補助金	364	
合 計	4,420	

支 出

科 目	決算額（千円）	備 考
事業分担金	4,056	池田町へ
元利償還金	364	日本政策金融公庫へ
合 計	4,420	

*日本政策金融公庫からの借入れは、池田町、地区実行委員会、土地改良区の3者協定により、代行して借入れを行っています。

5 令和7年度池田町土地改良区財産目録

科 目	金額（千円）	付 記
I 資産の部		
1 流動資産		
現金及び預金計	996	令和8年度の事業費の一部として使用いたします。
立替金（借入金）	173,058	圃場整備会染西部地区地元負担金立替分
流動資産合計	174,054	
2 固定資産		
(1) 有形固定資産		
土地（車庫及び書庫用地）	2,531	（評価額）
建物及び付属設備	3,903	（残存価格）
車両（軽車両）	254	（残存価格）
固定資産合計	6,688	
3 その他固定資産		
(1) 特定資産		
転用決済金積立金	6,962	財源不足の補填を目的に、一時的に取崩を可能としている金額
基本財産積立金	838	義務的積立金のため、取崩しが出来ない金額
職員退職給与積立金	6,075	長野県信用農業協同組合への出資金
出資金	40	
財政調整基金積立金	0	賦課金、県、町からの補助金が入る間の運転資金として積み立てた金額
その他固定資産合計	13,915	
資産合計	194,657	
上記の内、令和8年度に使用可能な財源は、996千円です。		
II 負債の部		
1 長期負債		
借入金		
県営経営体育成基盤整備事	173,058	会染西部地区の受益者負担金を、土地改良区が代行借入を行った額（累計）
負債合計	173,058	
III 正味財産期末残高	21,599	資産合計より負債合計を除いた額

6 II 負債の部の補足

令和7年度の財産目録の数字上では、債務超過となっておりますが、事業完了時に、国から元利償還金全額の交付を受けるため、実質的には、土地改良区の負債額はありません。しかし、土地改良区名義で借入れを行っている事から、決算時には負債額として、財産目録に記載する旨が定められております。

池田町土地改良区 組合員数 1,406名 賦課面積 770.2ha

令和8年度 事業予定箇所

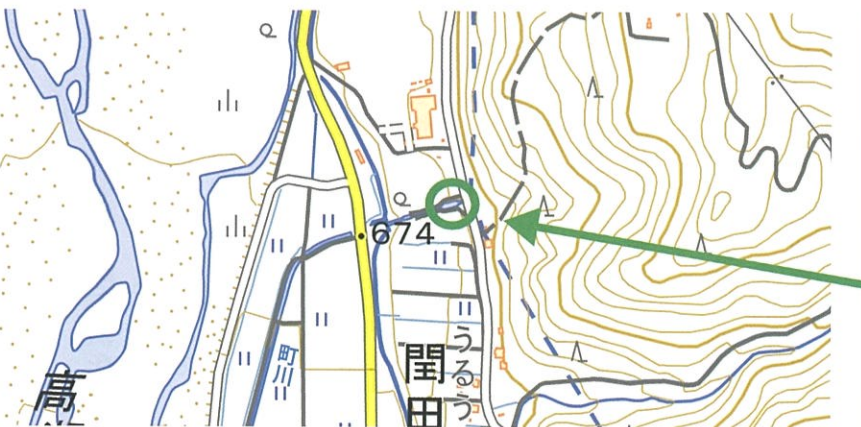


農業水路等長寿命化・防災減災事業箇所

内鎌地区水路改修工事



内川ウィーブホール改修工事



県単補助事業箇所

閘田流量計電気機器改修工事



原堰水門改修工事



土地改良区からお願い

■水利施設の老朽化に伴う施設更新

近年、水門等の水利施設の老朽化が進んでおり、組合員の皆様より修繕依頼が多く寄せられています。

しかし、修繕内容によっては、多額な費用を要する為、その財源確保に苦慮しています。

町川、内川等の幹線水路に係る更新工事は、補助事業を導入し実施しておりますが、小水路までは手が届かない状況です。

ついては、地区担当理事、総代、自治会役員との協議において、土地改よりの交付金、町の元気な町づくり事業、多面的機能支払い交付金事業等を活用し、更新をお願いしているところです。

尚、個人の掛口、排水口の補修は個人での対応となりますので、ご理解ください。

■冬季水量に伴う、減水について

水利権の許可事項に基づき、9月26日より来年4月15日までは、冬季水量となり、幹線水路は減水、小水路は止水となります。ついては、個人の掛口、排水口の補修、小水路の補修等は、この時期に行っていたく事を推奨いたします。

■組合員の届出義務事項について

次の事項が発生した場合には、速やかに土地改良区への変更届けの提出が、法律により義務付けされております（組合員の資格取得及び喪失届け）。

届け出がなされると、賦課金（水利費）の納入者、組合員登録などの台帳修正が行われません。

更に、土地改良区役員、総代の立候補及び選挙権を有することができなくなります。

▼届け出事項

一、中間管理機構、個人間で、水田の貸し借りの契約をした場合
二、農地の権利移動があった時（売買・交換・譲渡）

三、組合員が住所、口座、名義を変更した時

四、組合員の死亡による名義変更
五、農業者年金を受給するとき（経営移譲）

▼届け出方法

土地改良区窓口において、所定の用紙に記入をしていただきます。また、希望による、郵送での手続も行えます。

■地区除外申請について

▼意見書の交付

農業委員会へ農地転用申請書を提出する際には、土地改良区の意見書の添付が必定となりますので事前に意見書の交付申請手続きを行って下さい。

▼地区除外決済金

農地転用や田から他の地目へ変更（畑、雑種地他）を行う際には、土地改良区へ地区除外申請手続きと、地区除外決済金の納入を同時に行なうて頂きます。

これらの手続きが滞ると、賦課金台帳の修正及び除外が出来ないため、適正な賦課金が賦課されません。

又、公共事業用地（道路、水路など）に買収されたり、寄付をされたりした場合も、旧地権者が申請手続きを行うこととなっておりますので、ご注意願います。



編集後記

熊本地震を代表とした大型地震、北陸並びに、千葉県の豪雨災害、絶え間なく発生するゲリラ豪雨など、ここ最近、日本を次々と襲う自然災害は、平穏な暮らしを一瞬にして破壊し、多くの尊い人命や家屋を失う、悲劇的な結果をもたらしています。

被害に遭われた皆様に、心よりお見舞い申し上げますと共に、一日も早い復旧を祈っております。しかし、酷暑の中での作業状況を拝見すると、沈痛の思いが絶えません。当地でも猛暑や少雨による用水の減水が発生し、秋の収穫に影響が出ないか、更に、酷暑の中、農作業に従事している組合員の皆様の健康は如何かと、案じられるところです。

これからは、台風シーズンにも入ります。組合員の皆様には、健康に留意され、無事に収穫を終わられますよう、願っております。

土地改良区だより編集委員会

委員長 立岩 義博
委員 西窪 一雄
西山 孝
落合 孝明